

第 2 回

赤穂市高齢者保健福祉計画及び
介護保険事業計画策定委員会資料

(3) 第 8 期計画（素案）（第 1 章から第 3 章）について

第8期
赤穂市高齢者保健福祉計画
及び介護保険事業計画

【素案】

(第1章から第3章)

目次

第1章 計画策定にあたって.....	1
1. 計画策定の背景.....	1
2. 法的位置づけについて.....	2
3. 計画の期間.....	2
4. 他計画との関係.....	3
5. 計画の策定体制.....	4
6. 第8期計画の基本指針について.....	4
7. 日常生活圏域の設定.....	6
第2章 赤穂市の高齢者を取り巻く現状.....	7
1. 人口・世帯数.....	7
2. 要支援・要介護認定者数.....	7
3. 給付の状況.....	7
4. 調査結果.....	7
第3章 計画の基本的な方向.....	8
1. 計画の基本理念.....	8
2. 基本目標.....	8
3. 施策体系.....	9
第4章 施策の展開.....	10
基本目標1 地域全体で支えあう、心ふれあうまちづくり.....	10
基本目標2 健康で生きがいをもって、すこやかに暮らせるまちづくり.....	10
基本目標3 安心して介護・福祉サービスが受けられるまちづくり.....	10
第5章 介護保険サービスの見込みと介護保険料.....	10
1. 介護保険料基準額の推計手順.....	10
2. 介護保険サービス利用者数の見込み.....	10
3. 地域支援事業の事業量の見込み.....	10
4. 介護保険給付費の見込み.....	10
5. 標準給付費の見込み.....	10
6. 地域支援事業費の見込み.....	11
7. 第1号被保険者保険料の算定.....	11
第6章 計画の推進体制.....	11
資料編.....	11
1. 計画策定の過程.....	11
2. 第8期赤穂市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会委員名簿.....	11
3. 第8期赤穂市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会設置要綱.....	11
4. 用語集.....	11

1. 計画策定の背景

わが国では、令和7年（2025年）にいわゆる団塊の世代（昭和22年～昭和24年生まれ）がすべて75歳以上（後期高齢者）に、令和22年（2040年）には団塊ジュニア世代（昭和46年～昭和50年生まれ）が65歳以上に到達し、今後も高齢化が進展することが予想されています。それに伴い、要支援・要介護認定者や認知症高齢者、ひとり暮らし高齢者、老老介護世帯など、支援が必要な人はますます増加・多様化するとともに、現役世代（地域社会の担い手）の減少といった問題が顕在化することとなります。

これに対し、本市では、要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい生活を最期まで続けることを目指し、地域の実情に応じて医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」を推進しているところです。さらに、この地域包括ケアシステムを中核的な基盤として、制度・分野ごとの縦割りや、支え手・受け手という関係を超えて、地域住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指しています。

そのような中、介護者を社会全体で支える仕組みである介護保険制度においては、令和7年（2025年）に向けた地域包括ケアシステムの推進や介護人材不足等に対応するとともに、令和22年（2040年）を見据えた地域共生社会の実現を目指し、制度の持続可能性を確保しながら、自立支援・重度化防止や日常生活支援等の役割・機能を果たし続けられるよう制度の整備や取組の強化が図られました。

本市においても、平成30年（2018年）3月に策定した「第7期赤穂市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」の実施状況の評価、検証を行うとともに、上記の制度改正を踏まえて計画を見直す必要があります。健康寿命の延伸に向けた介護予防・健康づくりの推進、多様なニーズに対応する支援の提供・整備、地域のつながり機能・マネジメント機能の強化等の取り組みを通じて、介護保険制度の持続可能性を高めるとともに、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる社会を目指し、「第8期赤穂市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」を策定します。

2. 法的位置づけについて

この計画は、介護保険の利用の有無にかかわらず、高齢者福祉に関する施策全般を定める高齢者福祉計画と、介護保険事業についてそのサービス見込量などを定める介護保険事業計画を一体的に策定するものです。

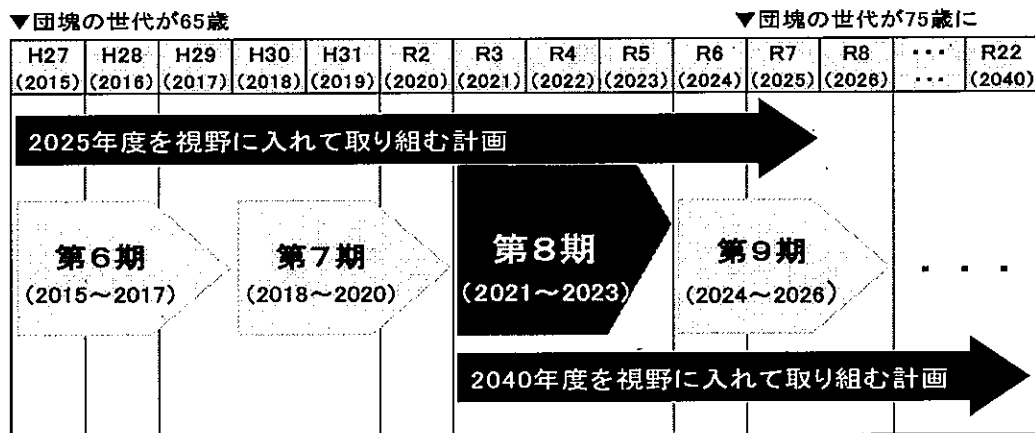
高齢者福祉計画は、基本的な政策目標を設定するとともに、その実現のために取り組むべき施策全般を盛り込んでおり、老人福祉法第20条の8の規定による老人福祉計画と位置付けられます。

介護保険事業計画は、要支援・要介護者の人数、介護保険の給付対象となるサービスの利用意向等を勘案し、介護保険の給付対象となるサービスの種類ごとの量の見込み等を定めるなど、介護保険事業運営の基礎となる事業計画です。介護保険法第117条に規定された計画で今回が第8期となります。

3. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和3年（2021）度から令和5（2023）年度までの3か年とします。

本計画は、いわゆる団塊の世代が後期高齢者に到達する令和7年（2025）の高齢者のあるべき姿と、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年を見据えた計画とし、中長期的なサービス・給付・保険料の水準も推計し、中長期的な視野に立った施策の展開を図ります。



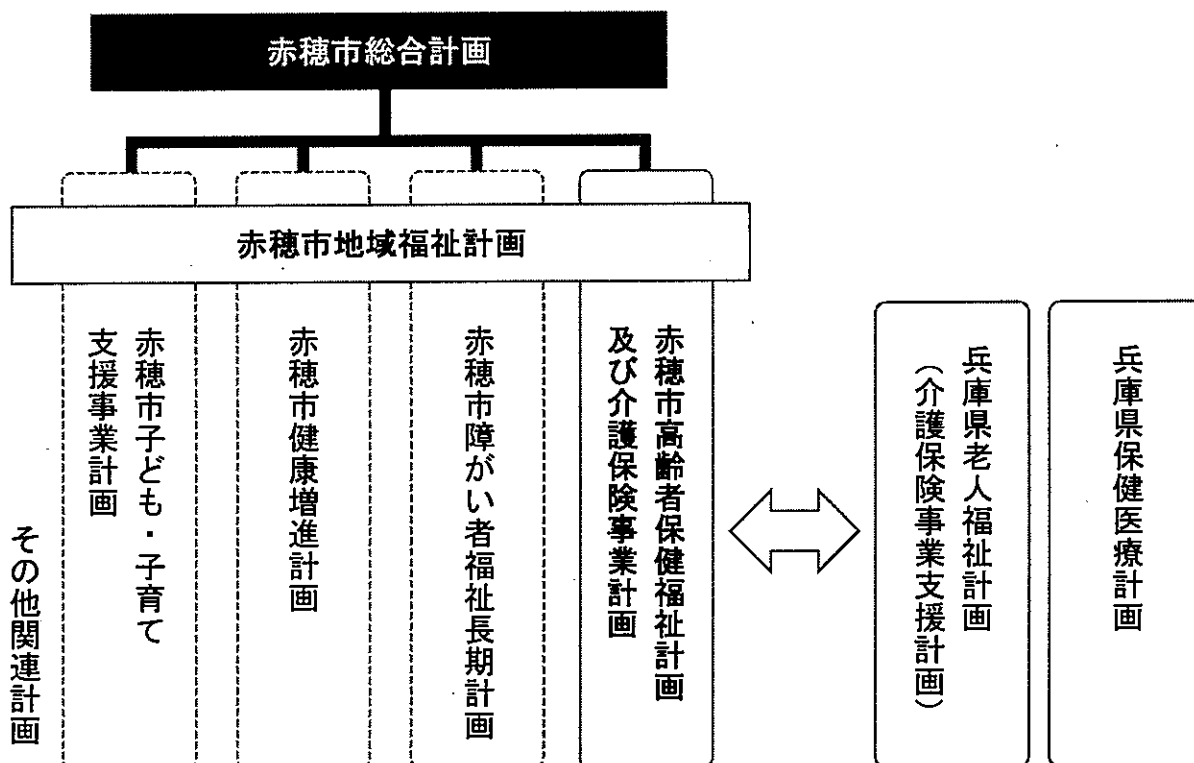
▲団塊ジュニア世代が65歳に

4. 他計画との関係

本計画は、「赤穂市総合計画」及び地域福祉の推進を具体化するための社会福祉法第107条に基づく「赤穂市地域福祉計画」を上位計画とし、その他、保健・医療・福祉又は居住に関する事項を定める計画と調和を保ちながら策定を行います。

また、「兵庫県老人福祉計画（介護保険事業支援計画）」及び「兵庫県保健医療計画」との整合性を図ります。

【本計画の位置付け】



5. 計画の策定体制

(1) 高齢者等の現状を把握するための実態調査の実施

高齢者ニーズを把握するため、65歳以上の要介護認定を受けていない者を対象とした「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」と、在宅で介護をしている家庭を対象とした「在宅介護実態調査」を実施し、高齢者の状態や自立した生活を送る上での課題、今後の意向等をよりの確に把握するとともに、介護離職をなくしていくためにはどのようなサービスが必要か」を検討するうえでの基礎資料としました。

また、赤穂市内の居宅介護支援事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、地域包括支援センターを対象に「在宅生活改善調査」を実施し、自宅等にお住まいの方で、現在のサービス利用では生活の維持が難しくなっている利用者の実態を把握し、地域に不足する介護サービス等を検討するうえでの基礎資料としました。

(2) 赤穂市介護保険等事業計画策定委員会の開催

学識経験者、保健・医療・福祉関係者、被保険者代表などの参画を求め、「赤穂市介護保険等事業計画策定委員会」を開催し、幅広い意見の反映に努めます。

(3) 市民意見の募集と計画への反映

広く市民の方々からの意見を募集するため、市ホームページ等において計画素案を公表し、「パブリックコメント」を実施します。

6. 第8期計画の基本指針について

地域共生社会の実現をめざすため、令和3年（2021年）4月1日から社会福祉法・介護保険法・老人福祉法等の一部が改正されます。これを踏まえ、第8期計画において一層の充実が求められる事項は以下の通りです。

(1) 2025・2040年を見据えたサービスの基盤、人的基盤の整備

いわゆる団塊世代が75歳以上となる令和7年（2025年）、更にはいわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年（2040年）の高齢化の状況及び介護需要を予測し、第8期計画で具体的な取組内容や目標を計画に位置付けることが必要となっています。

なお、サービスの基盤整備を検討する際には介護離職ゼロの実現に向けたサービス基盤整備、地域医療構想との整合性を図る必要があります。

(2) 地域共生社会の実現

「地域共生社会」とは、社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものです。この理念や考え方を踏まえた包括的な支援体制の整備や具体的な取組が重要となります。

(3) 介護予防・健康づくり施策の充実・推進(地域支援事業等の効果的な実施)

可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、介護予防・健康づくりの取組を強化して健康寿命の延伸を図ることが求められます。

(4) 有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化

高齢者が住み慣れた地域において暮らし続けるための取組として、「自宅」と「介護施設」の中間に位置するような住宅も増えており、また、生活面で困難を抱える高齢者が多いことから、住まいと生活支援を一体的に提供する取組も進められているところです。

こうした状況を踏まえ、有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅の質を確保するとともに、適切にサービス基盤整備を進めることが必要です。

(5) 認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進

「認知症施策推進大綱」を踏まえ、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進していく必要があります。

(6) 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

現状の介護人材不足に加え、令和7年(2025年)以降は現役世代(担い手)の減少が顕著となり、地域包括ケアシステムを支える介護人材の確保が大きな課題となります。

このため、第8期計画に介護人材の確保について取組方針等を記載し、計画的に進めるとともに、都道府県と市町村とが連携しながら進めることが必要です。

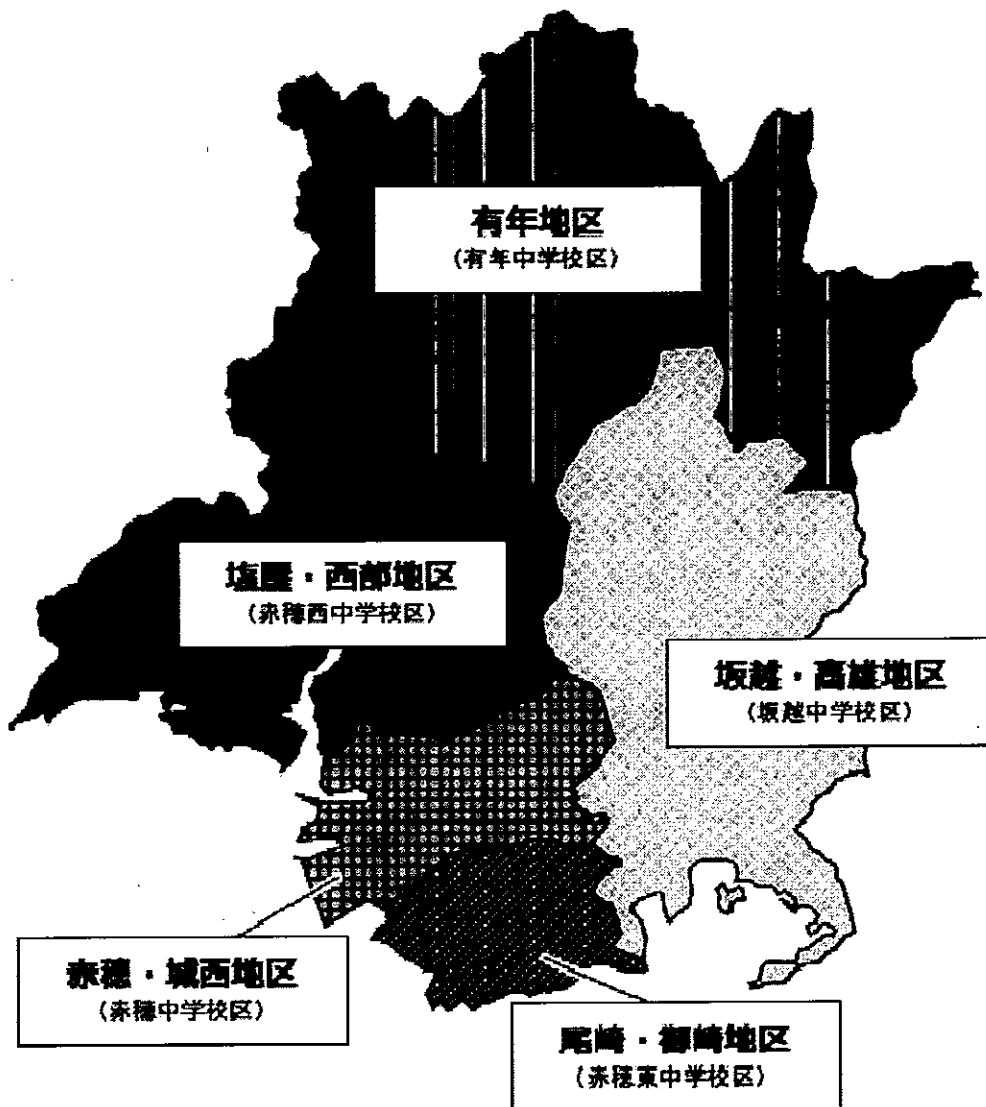
(7) 災害や感染症対策に係る体制整備

近年の災害発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、これらへの備えを行うことが必要です。

7. 日常生活圏域の設定

日常生活圏域は、市民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して定めるものです。

本市では、引き続き中学校区を単位とする5つの圏域を日常生活圏域とします。



第2章 赤穂市の高齢者を取り巻く現状

1. 人口・世帯数

- (1) 現在の人口
- (2) 人口の推移
- (3) 将来人口推計
- (4) 世帯数の推移

2. 要支援・要介護認定者数

- (1) 要支援・要介護認定者数の推移
- (2) 要支援・要介護認定者数の推計
- (3) 認知症高齢者数の推移

3. 給付の状況

- (1) 第1号被保険者1人あたり給付月額
- (2) サービス利用状況
- (3) 給付費の状況

4. 調査結果

- (1) 介護予防・日常生活圏域二一ズ調査
- (2) 在宅介護調査
- (3) 在宅生活改善調査

1. 計画の基本理念

第3期計画以降、上記の基本理念を掲げ計画を推進してきました。第8期計画においても、計画の連続性と整合性を維持するため、これまでの基本理念を引き継ぎます。

すこやかで、いつまでも安心のあるまち あこう

2. 基本目標

上記の基本理念のもと、3つの基本目標を軸に施策を推進していきます。

基本目標1 地域全体で支えあう、心ふれあうまちづくり

基本目標2 健康で生きがいをもって、すこやかに暮らせるまちづくり

基本目標3 安心して介護・福祉サービスが受けられるまちづくり

3. 施策体系

基本理念

すこやかで、いつまでも安心のあるまち あこう

基本目標

主要施策

第8期計画におけるポイント

1 地域全体で支えあ
う、心ふれあうまちづく
り

1. 地域包括ケアシステムの推進

- ・地域包括支援センターの機能、体制強化(人員配置、相談支援機能の強化)
- ・地域ケア会議等における課題の検討
- ・総合事業への幅広い医療専門職の関与

2. 認知症支援と権利擁護の推進

- ・認知症施策推進大綱に基づく「共生」と「予防」の施策推進

3. 医療との連携や住まいの基盤整備

- ・PDCA サイクルに沿った医療・介護連携の取組の推進
- ・生活に困難を抱える高齢者等に対する住まいの確保と生活の一体的な支援体制整備

4. 介護に取り組む家族等への支援の充実

- ・介護離職防止の観点から、職場環境の改善に関する普及啓発

2 健康で生きがいをも
って、すこやかに暮
らせるまちづくり

1. 介護予防と生活支援の充実

- ・保健事業との一体的な推進
- ・多様な主体によるサービス提供

2. 生きがいづくりや社会参加の促進

- ・ボランティア活動・就労的活動を通じた高齢者の社会貢献
- ・個人の特性や希望にあった就労的活動のコーディネート
- ・リハビリテーションサービスによる活動能力の向上、社会参加・自立の促進

3 安心して介護・福祉
サービスが受けられる
まちづくり

1. 介護サービスの充実強化

- ・2025年、2040年の事業量推計
- ・有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅の設置状況等を勘案した事業量推計
- ・介護人材の確保

2. 介護保険事業の適正な運営

- ・災害、感染症対策(事業所等の備え)
- ・職員の研修、必要な物資の備蓄・調達
- ・輸送体制の整備、県・保健所等との連携体制

第4章 施策の展開

基本目標1 地域全体で支えあう、心ふれあうまちづくり

基本目標2 健康で生きがいをもって、すこやかに暮らせるまちづくり

基本目標3 安心して介護・福祉サービスが受けられるまちづくり

第5章 介護保険サービスの見込みと介護保険料

1. 介護保険料基準額の推計手順

2. 介護保険サービス利用者数の見込み

- (1) サービス量の見込み方
- (2) 介護予防サービスの見込み
- (3) 介護サービスの見込み
- (4) 地域密着型サービスの見込み

3. 地域支援事業の事業量の見込み

- (1) 介護予防・日常生活支援総合事業の見込み
- (2) 包括的支援事業・任意事業の見込み

4. 介護保険給付費の見込み

- (1) 介護予防サービス給付費の見込み
- (2) 介護サービス給付費の見込み
- (3) 総給付費の見込み

5. 標準給付費の見込み

6. 地域支援事業費の見込み

7. 第1号被保険者保険料の算定

- (1) 財源構成
- (2) 費用負担等に関する事項
- (3) 第1号被保険者負担相当額
- (4) 保険料収納必要額
- (5) 所得段階の設定
- (6) 第1号被保険者一人あたりの月額保険料額
- (7) 所得段階別保険料

第6章 計画の推進体制

資料編

1. 計画策定の過程

2. 第8期赤穂市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会委員名簿

3. 第8期赤穂市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会設置要綱

4. 用語集
